

地域福祉推進のための相談支援アドバイザー派遣事業実施要綱

社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会

1 目的

本事業は、市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）がすすめる地域住民の福祉・生活課題等の解決に向けた相談支援事業の円滑な実施に資することを目的とする。

2 実施方法

市町村社協への相談支援アドバイザーの派遣により、事業の推進を図る。

なお、事業実施にあたっては、相談支援の実施状況等の情報を徳島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）と共有するなど連携を図ることとする。

3 実施主体

社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会

4 相談支援アドバイザーの業務

地域生活に困難を抱える住民への適切な相談支援をすすめるため、地域では対応困難な事例にかかる専門的見地からの助言等、市町村社協のニーズに応じ、次に掲げる事業について援助を行うため、必要な情報の提供や相談支援を行う。

- (1) 権利擁護（日常生活自立支援事業・成年後見制度）に関する事業
- (2) 生活困窮者自立支援（自立相談・家計相談）事業
- (3) 生活福祉資金貸付事業
- (4) 地域福祉推進に関する事業

5 相談支援アドバイザーの要件

次に掲げる要件を有する者で、本事業のアドバイザーとして県社協に登録した者とする。

なお、登録者以外の方で、特に希望するアドバイザー（県内在住者に限る。）がある場合は、県社協との協議によるものとする。

- (1) 各事業に関する専門的見地からの助言等を行うことができる者
- (2) 相談支援に関する知識・経験等の能力を有する者
- (3) 地域福祉・社会福祉に関する知識を有する者 等

6 費用

この事業に要する費用は、県社協の負担とする。

7 派遣申請

この事業によるアドバイザー派遣を希望する市町村社協は、別紙様式1により、県社協に申請するものとする。ただし、本事業の各市町村社協の利用は、原則として当該年度内に3回までとする。

8 調整

県社協は、実施内容等について、必要に応じて市町村社協・相談支援アドバイザー両者の調整を図る。

9 報告

事業を利用した市町村社協は、実施後概ね1ヶ月以内に、様式2により県社協へ報告するものとする。

10 その他

この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

様式1

平成 年 月 日

社会福祉法人徳島県社会福祉協議会
会長 植田 和俊 殿

(申請者) 市町村社協名
会長名
(担当者職氏名)

(印)

相談支援アドバイザーの派遣について (申請)

次のとおり相談支援アドバイザーの派遣を申請します。

派遣を希望する分野 該当 No. に ○	1 権利擁護(日常生活自立支援事業・成年後見制度)	
	2 生活困窮者自立支援(自立相談支援・家計相談)事業	
	3 生活福祉資金貸付事業	
	4 地域福祉推進に関する事業	
	5 その他(具体的に	
派遣希望日時	平成 年 月 日() 時間(
派遣先		
内容(予定:別紙添付可)		
※ 派遣希望 アドバイザー	所 属	
	氏 名	
	(経歴等)	
備考		

※特に派遣を希望するアドバイザーがある場合は、対象者の所属・氏名・当該分野に関する経歴等を記入すること。

様式2

平成 年 月 日

社会福祉法人徳島県社会福祉協議会
会長 植田 和俊 殿

(申請者) 市町村社協名
会長名
(担当者職氏名)

(印)

相談支援アドバイザーの派遣について(報告)

次のとおり相談支援アドバイザーの派遣を受けました。

派遣分野 No. 〇	1 権利擁護(日常生活自立支援事業・成年後見制度)	
	2 生活困窮者自立支援(自立相談支援・家計相談)事業	
	3 生活福祉資金貸付事業	
	4 地域福祉推進に関する事業	
	5 その他(具体的に)	
アドバイザー	所属 氏名	
派遣日時	平成 年 月 日() 時間()	
派遣先		
活動内容(別紙添付可)		
参加者		
備考		